

# 指宿広城市町村圏組合公告式条例

(昭和46年指宿広城市町村圏組合条例第2号)

改正 平成5年指宿広城市町村圏組合条例第1号

平成8年指宿広城市町村圏組合条例第1号

平成17年指宿広城市町村圏組合条例第3号

平成19年指宿広城市町村圏組合条例第2号

平成23年指宿広城市町村圏組合条例第1号

平成25年指宿広城市町村圏組合条例第1号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項及び第5項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、下記掲示板に掲示してこれを行う。

組合の事務所前 指宿市役所前 南九州市役所前

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則の公布にこれを準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、規程の公表にこれを準用する。

(その他規則等の公布等)

第5条 第2条の規定は、議会その他組合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名又

は当該機関を代表する者の名」，「管理者印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

（規則等の施行期日）

第6条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は，それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

## 附 則

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（平成5年指宿広域市町村圏組合条例第1号）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（平成8年指宿広域市町村圏組合条例第1号）

この条例は，平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成17年指宿広域市町村圏組合条例第3号）

この条例は，平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年指宿広域市町村圏組合条例第2号）

この条例は，平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成23年11月28日指宿広域市町村圏組合条例第1号）

この条例は，公布の日から施行する。ただし，第2条第2項の規定は，平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合条例第1号）

この条例は，公布の日から施行する。